

民事判例研究(2)

中央大学民事法研究会

金融機関Yをいわゆるアレンジャーとするシンジケートローンへの参加の招聘に応じたXらに対しYが信義則上の情報提供義務を負うとされた事例

中山 洋志

最高裁判平成二四年一月二七日第三小法廷判決(平二三(受)一四〇〇号損害賠償事件)
判時二一七五号一五頁、判タ一三八四号一一二頁、金法一九六三号八八頁、金商一四一二号一四
頁、裁判集民二四二号一頁

【事実の概要】

(1) 被告であるY銀行は、平成一九年八月二九日にA社の依頼を受けて一〇億円のシンジケートローン(以下、シ・ローンとする)の組成を受託し、その後組成に着手して一〇の金融機関に招聘を行った。招聘に際してYは各金融機関にインフォメーション・メモランダム(A社の決算書や融資条件を記した資料)を交付したが、その中には、この交付資料に含まれる情報の正確性・真実

性にはY銀行は一切の責任を負わず、Aの信用力等は各金融機関が独自に審査する必要性がある旨の記載があった。一〇の金融機関のうち、招聘に応じたのは X_1 、 X_2 、 X_3 の三社であり、融資額はそれぞれ X_1 （信用金庫）が二億、 X_2 （信用金庫）が二億、 X_3 （地方銀行）が一億、Yが四億となっており、合計九億のシ・ローン契約が平成一九年九月二六日に締結された。融資額九億円のうち、一億円はYへの債務の返済に、二億はA社を迂回して、A社の子会社CがYに対して負っている債務の返済に充てられている。この九億の貸付に関しては、物的保証は無く、A社の代表者Bが連帯保証人となっているだけである。なお、Yはシ・ローンの組成によってA社からアレンジャーフィーないしエージェントフィーとして三七八〇万円支払いを受けており、Yはその中から手数料として X_1 及び X_2 に対して二一〇万円、 X_3 に対して一〇五万円をそれぞれ支払っている。

ところで、Y銀行はA社のメインバンクではなく、平成一七年二月頃から取引をしている金融機関の一つに過ぎないのだが、Yがシ・ローンを組成する半年ほど前である平成一九年三月頃に、A社はメインバンクであるM社との間でも三〇億規模のシ・ローンを組成していた。M銀行は、平成一九年八月二八日頃にBに対して、同年三月期の決算書において不適切な処理がなされている疑いがあり、決算書に関して専門家による財務調査を行う必要がある旨を指摘し、この財務調査が行われなければ同年九月以降のMシ・ローンは継続できない旨を告げ、Bはこれを承諾した。

M社によって上記指摘を受けたBは、九月二二日に契約書調印手続きのため訪れたY銀行の担当者に、シ・ローンの組成・実行手続きの継続の是非につき判断を委ねる趣旨でこのことを伝えたが、Yはこの情報をXらには伝えず、同月二六日にXらはAとの間で貸付契約を締結し二八日に貸付を実行した。

A社から財務調査の依頼を受けたD社は、平成一九年九月二〇日から同年一〇月二九日にかけて調査を開始し、その結果A社は粉飾決算をしていることが分かった。これによってA社は、同年一〇月三一日にM社からMシ・ローンにおける期限の利益の喪失通知を受け、Mシ・ローンの継続は打ち切られた。このことについて、Y銀行は同日、保証協会からの連絡によって知らされた。Y及びXらはその後A社との間で債務返済の協議を行ったが、A社は平成二〇年三月二八日、名古屋地方裁判所に対して民事再生

手続きを申し立て、同年四月一日、この手続きが認められることとなった。なお、再生手続きに際して、A社は平成一七年三月以降、継続的に粉飾決算を行っていたことが明らかになった。

民事再生手続きに伴ってXらはそれぞれ、X₁が一五三六万円、X₂が一五〇八万円、X₃が七九一万円の配当を受けたが、他方で、多くの貸付金を回収できず損害を被ったとしてYに対して損害賠償請求を行った。

(2) 第一審(名古屋地裁平成二二年三月二六日判決、判タ一三三〇号一二二頁)では、Xによって、アレنجジャーはシ・ローンでは参加金融機関に対して信認義務を負うものであり、その義務の一環として情報提供義務を負い、この義務に違背したYは信義則に基づく債務不履行責任を負うと主張されたが、インフォメーションモラダムにおいてアレنجジャーは提供する情報についての真实性・正確性に関して責任を負わないことや、Aの信用力は各参加金融機関が独自に審査する必要がある旨記載されていることや、XY間には契約関係がないことを以て信認義務は認められなかった。また、Xからは不法行為責任も主張されたが、これについては作為義務の認定には少なくとも「①当該情報が、招聘を受けた金融機関の参加の可否の意思決定に影響を及ぼす重大な情報であり、かつ正確性・真实性のある情報であること、②アレنجジャーにおいて、そのような性質の情報であることについて、特段の調査を要することなく容易に判断し得ること」を必要とした上で、本件事実の元ではこの要件を満たさないとして不法行為も認めなかった(なお、一審と二審では事実認定が異なる)。このような要件とする理由としては、アレنجジャーは金融機関として借入人との間での委任契約に基づき借入人に対して守秘義務を負っており、借入人の同意無しには情報を第三者に開示できず、信用に関する重大なネガティブ情報であっても、真实性・正確性が確認できない内に外部に漏らせば守秘義務違反になるからであるとしている。

(3) 一審の判決に対してXが控訴。二審(名古屋高裁平成二三年四月一四日判タ一三五七号一五八頁)ではまず、事実認定の変更があり、その上で一審同様に信認義務はこれを否定し債務不履行責任を認めず、他方で情報提供義務違反に基づく不法行為責任(七〇九条)を認めた。この際二審は、①貸付人らは借入人から直接情報を取得できず、アレنجジャーを介してしか情報を取得でき

ないこと、②今回の情報は非公開情報であり通常貸付人らが独自に取得することは期待できないこと、③アレنجャーが情報を知りながら故意または重過失によってこれを貸付人らに知らせなかったことを義務違反の理由としている。なお、この際に高裁は情報の正確性・真実性は問題とならず、疑念の段階に留まるものであっても情報提供義務の対象とする。また、アレنجャーは借入人に対して、通常は守秘義務を負っているが、金融機関がシ・ローン参加決定に必要なネガティブ情報に関しては、借入人は本来その様な情報を参加金融機関に秘匿することが許されないものであり、また借入人はその様な情報に関しては、シ・ローン組成依頼の際にアレنجャーから参加金融機関に開示されることを黙示的あるいは慣習上容認していると言えるため、アレنجャーには守秘義務が無いとした。

この結果に対してYが上告した。

【判旨】

上告棄却

法定意見

「前記事実関係によれば、本件情報は、AのメインバンクであるMが、Aの平成一九年三月期決算書の内容に単に疑念を抱いたというにとどまらず、Aに対し、外部専門業者による決算書の精査を強く指示した上、その旨を別件シ・ローンの参加金融機関にも周知させたというものである。このような本件情報は、Aの信用力についての判断に重大な影響を与えるものであって、本来、借主となるA自身が貸主となる被告人らに対して明らかにすべきであり、被告人らが本件シ・ローン参加前にこれを知れば、その参加を取り止めるか、少なくとも上記精査の結果を待つことにするのが通常の対応であるということができ、その対応をとっていたならば、本件シ・ローンを実行したことによる損害を被ることもなかったものと解される。他方、本件情報は、別件シ・ローンに参与していない被告人らが自ら知ることは通常期待し得ないものであるところ、前記事実関係によれば、Bは、本件シ・ロー

ンのアレنجジャーである上告人ないしその担当者のEに本件シ・ローンの組成・実行手続の継続に係る判断を委ねる趣旨で、本件情報をEに告げたというのである。

これらの事実を照らせば、アレنجジャーである上告人から本件シ・ローンの説明と参加の招へいを受けた被上告人らとしては、上告人から交付された資料の中に、資料に含まれる情報の正確性・真実性について上告人は一切の責任を負わず、招へい先金融機関で独自にAの信用力等の審査を行う必要があることなどが記載されていたものがあるとしても、上告人がアレنجジャー業務の遂行過程で入手した本件情報については、これが被上告人らに提供されるように対応することを期待するのが当然といえ、被上告人らに対し本件シ・ローンへの参加を招へいた上告人としても、そのような対応が必要であることに容易に思い至るべきものといえる。また、この場合において、上告人が被上告人らに直接本件情報を提供したとしても、本件の事実関係の下では、上告人のAに対する守秘義務違反が問題となるものとはいえず、他に上告人による本件情報の提供に何らかの支障があることもうかがわれな

い。

そうすると、本件シ・ローンのアレنجジャーである上告人は、本件シ・ローンへの参加を招へいた被上告人らに対し、信義則上、本件シ・ローン組成・実行前に本件情報を提供すべき注意義務を負うものと解するのが相当である。そして、上告人は、この義務に違反して本件情報を被上告人らに提供しなかったのであるから、被上告人らに対する不法行為責任が認められるというべきである。」として情報提供義務違反による不法行為責任（七〇九条）を認めた。

なお、本判決には田原裁判官の補足意見が付されており、更に詳しい判示がなされている。田原裁判官によると、本件情報のように、シ団参加の判断に重要な情報は借受人が情報提供義務を負うとした上で、「シ・ローンへの招聘を受けた金融機関において参加の可否の判断に重大な影響を与えるべき事実を借受人が秘匿していることをアレنجジャーが知った場合に、敢えてその事実を秘匿したままアレنجジャーの業務を遂行し、その結果シ・ローンの参加者が損害を被った場合には、アレنجジャーは借受人の情報を提供義務違反に加担したものと見て、共同不法行為責任が問われ得るといえる」。また、アレنجジャーと貸付人は契約関係には無いが、

「一般にアレレンジャーとしてその相手方に対して提供が求められる範囲内において、誠実に情報を開示すべき信義則上の義務を負うものというべきであり、殊にアレレンジャーがその業務の遂行過程で得た情報のうち、相手方が参加の可否を判断する上において影響を及ぼすと認められる一般的に重要な情報は、相手方に提供すべき」として情報提供義務を認めた。

更に、守秘義務に関して、一般的に金融機関は顧客に対して守秘義務を負っているが、「しかし借受人が金融機関にシ・ローンのアレレンジャー業務を委託した場合において、その業務の遂行に必要な情報は、借受人とアレレンジャーとの間で別段の合意がない限り、当然に招聘先に開示されるべきものであり、借受人はアレレンジャーに対し、守秘を求める利益を有しないものというべきである」として、守秘義務を認めなかった。

以上により、Yに対して不法行為責任（七〇九条）が認められた。

〔研究〕⁽¹⁾

1 本判決の意義

本判決は、近年その数が急激に増加しているシンジケートローンにおいて、自身もシンジケート団（以下、シ団とする）の一人として貸付人も兼任するアレレンジャーの情報提供義務を認めた点、及び借入人の情報についてアレレンジャーが守秘義務を負わない場合があることを最高裁が初めて判断を下した点に意義がある。本稿ではまず、シ・ローンの概要を述べた上で、守秘義務及び情報提供義務の順で分析を行う。

2 シ・ローンの概要

シ・ローンとは「複数の銀行等金融機関がシンジケート団（協調融資団）を組成し、同一融資契約書に基づき同一

条件（貸出金利、期間等）で信用供与を行う融資形態」である。⁽²⁾

なぜこの様な融資形態が利用されるのかという理由については様々な主張があるが、少なくとも、シ団側の理由としては信用リスクの分散が挙げられる。⁽³⁾

シ・ローンはアレレンジャー、借入人、貸付人団（シ団）の三者によって組成されるが、その流れは大まかには次の通りである。まず、アレレンジャーと借入人との間で組成額や条件等についての聞き取り調査がなされた後に、アレレンジャーから貸付人等（この時、まだシ団は組成されていない）にシ・ローンの条件及び借入人の情報が提示されると共に勧誘がされる。その後、貸付人等は提示された情報等を元にアレレンジャーに対してシ団参加の是非について返答をし（この時点でシ団となる）、借入人とシ団の間で再度契約条件の調整がされ、シ・ローン契約が締結されることとなる。⁽⁴⁾

シ・ローンはJSLA（日本ローン債券市場協会）による雛形があり、この雛形が広く使われているものの、⁽⁵⁾ 約定の内容は自由であり事実ごとに内容が異なる。例えば、①シ団の参加者と借入人との取引関係が無くとも良いジェネラルデールと、それまで借入人との取引関係があった貸付人のみによって結成されるクラブデールがある。⁽⁶⁾ また、この他にも借入人の目標額について、アレレンジャーが第一義的に確約するアンダーライン方式と、目標額の確約は無く集まった金額だけを融資するベストエフォート方式がある。⁽⁷⁾

①②はそれぞれ次元が異なるため、それぞれの組合せが存在する。本件シ・ローンは、事実認定においてYと異なりXとAとの従前の取引が認定されていない点、及び二審判決においてYを通じてしかXは情報を取得できないと認められている点から、XらとAとの間にもともと取引関係の無いジェネラルデールであると考えられる。

また、当初YとAの間での組成目標額が一〇億円だったのが最終的に九億で実行されている点から、当初の組成額

をYが確約しているとは言えず、ベストエフォート方式のシ・ローンでもあると言える。

この様なシ・ローンの各当事者の関係性は、まず、アレنجジャーと借入人との間の関係はシ・ローン組成委託を内容とする準委任関係となる。⁽⁸⁾なお、アレنجジャーは従前から取引関係にある金融機関、特に借受人のメインバンクが務めることが多い。⁽⁹⁾

次に、シ団と借入人の関係は通常の金銭消費貸借関係にある。但し、貸付はシ団として一つの貸付になるのではなく、貸付人ごとの個別の貸付になる。⁽¹⁰⁾

最後に、貸付人とアレنجジャーの関係であるが、ここには契約関係はないとされる。⁽¹¹⁾

以上を前提として、本判決を見ると、本件において最も争いがあったのは、アレنجジャーから参加金融機関への情報提供義務の有無である。特に、アレنجジャーは借受人との間でシ・ローン組成委託契約を結んでおり、シ・ローンの組成に当たって参加金融機関へ借入人の情報資料を交付するために、借受人から会社の内部情報を取得している。この情報は組成委託契約によって取得している情報であり、アレنجジャーには守秘義務が生じると考えられる。他方で、この守秘義務の対象となっている情報は、参加金融機関にとってはシ・ローン参加の判断の為の材料ともなっていることから、参加金融機関への情報提供義務と借受人への守秘義務が対立することになる。この問題について、本事件の判決を分析するに当たって、まずはアレنجジャーの守秘義務及び情報提供義務について分析する必要があるだろう。

3 守秘義務（銀行の機密保持義務）

法廷意見は「本件の事実関係の下では、上告人のAに対する守秘義務違反が問題となるものとはいえず」としているが、なぜ守秘義務は問題とならないのだろうか。最高裁は本件における守秘義務をどのように捉えているのだろうか。

(1) 守秘義務の概論・根拠

守秘義務とは（本稿では金融機関に限定して言及するため「銀行の秘密保持義務」と同じ）、「銀行がその職業上顧客との取引およびこれに関連して知り得た顧客の経済状態をみだりに他に洩らさないこと」である⁽¹²⁾。守秘義務の中には明文の規定があるものもある一方で、銀行の守秘義務に関して言えば明文の規定が無くとも認められている⁽¹³⁾。それでは、その様な明文の規定の無い守秘義務がなぜ認められるのかという点、①金融機関との間での預金・貸付契約の中に含まれる付随義務であるとする説、②銀行取引に伴う信義則に基づくとする説、③商習慣または条理として当然に守るべき義務であるとする説の三つが主張される⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾。なお、守秘義務は銀行取引契約成立時から発生し、主として顧客が守秘の必要の無いことを表明した時に消滅する⁽¹⁶⁾。

この、守秘義務は如何なる場合も必ず守られなければならないのかという点ではなく、法令の規定に基づき公権が発行された場合、銀行の利益を守るために債務不履行の顧客に対し訴訟を提起する場合、組織犯罪防止のために主務大臣に届出を行う場合、民事訴訟における訴訟外の第三者として開示を求められた顧客情報について、当該顧客自身が当該民事訴訟の当事者として開示義務を負う場合、弁護士からの照会があつた場合などにおいて例外的に守秘義務を負わないとされる⁽¹⁷⁾。これ以外にも、商慣習上の銀行間の信用照会制度や、金融グループ内における法人顧客の

情報共有についての議論がある。

本件では、特に訴訟の場面や、行政との係わりがあるわけではないため信用照会、金融グループ内の情報共有について特に検討してみたい。

(i) 信用照会制度

信用照会制度とは、銀行その他の金融機関において、顧客に関する信用情報を相互に交換して営業上の便宜を図る制度である⁽¹⁸⁾。この信用照会は文書によるものと電話によるものがあり、基本的には全銀協の通達によって統一されているものであり、ギブアンドテイクの精神によって行われる、いわば紳士協定である⁽²¹⁾。この際に、銀行以外の第三者に情報を漏洩することは許されず、第三者に情報を漏洩することを目的として信用照会制度を用いることは許されないとされる⁽²²⁾。またそれに加えて、銀行秘密とは銀行業界内部では秘密ではなく業界外部へは洩らさないという意味においてまさに「銀行秘密」なのであり、「その様な意味において、銀行間の信用照会の慣行によって、銀行の守秘義務はかなりの程度せめられている」という指摘があるように、銀行という業界の一種の組織性と情報の管理体制が信用照会制度の前提としてあるのではないかと思われる⁽²³⁾。

信用照会制度において守秘義務が免除される理由としては、①顧客の商人としての公示事項に関するからであるという理由、②顧客の同意があるからであるという理由、③商慣習として認められるからであるという理由などが主張されている⁽²⁴⁾。尤も、①公示事項に関する場合はそもそも秘密に当たらないため守秘義務の対象とならないのは当然である⁽²⁵⁾。②に関しては、明示的な同意が無い場合にどうするのか問題となるが、これについては、信用照会制度は公益の観点から「金融界で一般に行われている慣行」であり、反対の意思表示をしない限り黙示の同意があったと擬制し、

通常であれば原則的には顧客の同意があればその情報を他の銀行に開示できるところを、顧客の反対の意思表示があればその情報を他の銀行に開示しないというように、原則例外を逆転させている。⁽²⁶⁾ただし、この説明には批判がある。⁽²⁷⁾③商慣習から認められるとする説では、守秘義務免除を顧客の同意ではなく、商慣習にその合理性を求めるとされるが、⁽²⁸⁾しかしこの説でも顧客から明示的に反対の意思表示があれば認められないと思われ、⁽²⁹⁾結局は守秘義務免除には同意を必ず要し、原則的に明示の同意は不要という②説と同じ結論に至りそうである。

(ii) 金融グループ化

他方、金融グループ内の情報共有とは、金融機関等における持株会社の設立や、会社分割制度が設立されたこと、そして非金融機関が金融機関の主要株主になるといふ金融機関への異業種参加の活発化していることに伴い近年議論が進んでいる問題である。⁽³⁰⁾金融法務研究会報告書では企業顧客の情報と個人顧客の情報を区別した上で、個人顧客に関してはプライバシー権などの人格権の観点から問題が論じられるのに対して、企業顧客の場合にはあくまでも経済的利益を守るためのものであり、契約の問題であるとされる。⁽³¹⁾その上で、情報の質によって取り扱いが分けられる。すなわち、企業の評判の低下など経済的な損失に繋がる情報に関しては情報漏えいが許されず、そうではない情報、つまり企業の評判や営業の秘密に関係する情報でなければ提供しても問題は無いとする。⁽³²⁾なお、「財務等に関する情報で、商法や証券取引法あるいは証券取引所のルールに基づき公開企業であれば公開されるべきものであれば、顧客企業がたとえその情報を商法等に反して秘密にしても、金融機関がそれを第三者に伝えたからといって、金融機関に対し異論を申し立てることは出来ない」⁽³³⁾。また、当該情報が企業の評判や企業秘密に係わるものであっても、情報の管理体制があり、第三者自身による当該情報の利用によっても企業顧客に不利益が生じないようであれば、第三

者への情報提供も認められうる⁽³⁴⁾としてもしている。

以上のことから、組織内部での機密管理及び企業顧客の不利益にならないことが保証される体制であれば、グループ内での情報共有も許されうると考えられる。なお、上述のように、企業顧客の場合には契約の問題であるから顧客の同意があれば守秘義務は免除されうると考えられる。ただしこの場合、原則的に同意が無ければならないという点で、信用照会制度と逆にならうか。⁽³⁵⁾

(iii) まとめ

以上のことから、上記二つのいずれの場合においても守秘義務の免除には顧客の同意は不可欠であると考えられる。ただし、同意を原則とするのかそれとも例外とするのかで違いが生じる。グループあるいは組織内での情報共有に限定するのであれば、情報の機密性・管理体制を前提として同意を例外として考えられないうか。

(2) 本事例の検討

本件においては、まずアレنجヤーであるYもシ団の一員として貸付に参加している点に注意する必要がある。すなわち、Yはアレنجヤーである前にシ団という組織の一員としての地位を有しているのである。このことを前提として本件の守秘義務に目を向けると、補足意見において「その業務の遂行に必要な情報は、借受人とアレنجヤーとの間で別段の合意がない限り」と述べていることから、情報を外部に開示することにつき原則的に同意を要さず、例外的に別段の合意によって守秘義務の対象となることも説める。そうすると、原則的に守秘義務の対象とならないという根拠が必要であろう。その根拠は一体何であろうか。これに関しては、信用照会制度や金融グループ内の情報共有同様、シ団の組織性及び組織内における情報の機密性・管理体制から、顧客の同意の原則・例外を逆転させていると

考えられないであろうか。すなわち、シ・ローンにおいては、アレンジャーから各金融機関にシ・ローンの案内をする際に、守秘義務契約書がインフォメーションモラダムの一部として提示され、各金融機関はこれに記名・捺印してアレンジャーに差し入れるのが一般的であるとされる⁽³⁶⁾。なお、契約はアレンジャーと各金融機関の間でなされるものであり、その内容として、情報の目的外利用の禁止や開示譲歩漏洩禁止義務などがある⁽³⁷⁾。この様に、シ団を組成する段階で参加金融機関に情報の守秘を義務付けるなど、借入人の情報の管理を徹底していることから情報の機密性・管理体制が窺え、これにより顧客の同意の原則・例外を逆転させていると考えられないだろうか。

尤も、Yは借入人との間のシ団組成契約（準委任契約）を結んでいることから、この契約によって生じる守秘義務、すなわち、アレンジャーとしての地位のみを切出した場合の守秘義務も負っている。しかしながら、これについては認定事実より、シ・ローンの組成・実行手続きの継続の是非につき判断を委ねる趣旨で、借入人の代表であるBからYに対して本件重要情報の提示がなされている。このことより、BはYからXらへの情報の開示につき黙示的に同意をしていると見ることができないだろうか。また、そうでなくとも、Yがシ団の一員として貸付業務を行うことを認識している以上、何らの留意もしていない場合には、貸付人のシ団内部での守秘義務免除の範囲内でアレンジャーとしての守秘義務を免除しているということはできないだろうか。

4 情報提供義務

一方、情報提供義務について最高裁はどのように判断しているのだろうか。これについて、法廷意見は①対象となる情報が「借主となるA自身が貸主となる被告人らに対して明らかにすべき」情報であるという事を述べた上で、

②この情報が信用判断にとって重要であり、③Xらがこの情報を入手することは通常期待できないという事情の下では、アレンジヤーはアレンジヤー業務の過程で入手した信用判断にとって重要となる情報をシ・ローン参加金融機関に提供する義務があるとしている。本件においては、インフォマーションメモランダムには借受人に関する情報の正確性は保証されておらず、参加者は自分の責任で必要な情報を収集する必要がある旨記載があるが、最高裁はそれでもアレンジヤーは情報を提供する義務があると判示している。この様に、基準は示されているが具体的な根拠は示されていない。

なお、本件では、田原裁判官による補足意見が付されており、さらに詳しい説明がされている。

田原裁判官の補足意見では、まず金融機関に融資を申し込む者の一般的な義務が述べられている。すなわち、「一般に、金融機関に融資を申し込む者は、その申込みに際して誠実に対応すべき義務を信義則上負っているものといえ、その義務に違反して金融機関に損害を与えた場合には不法行為責任を負うものである。その上で、①共同不法行為構成と②アレンジヤー独自の信義則に基づく不法行為構成という二つの理論構成によってアレンジヤーはシ団に対して情報提供義務を負うとしている。

田原裁判官によると、アレンジヤーは借入人との間でシ団組成の委託を受けており、両者の間には準委任契約があるという。その上で、アレンジヤーはこの準委任契約によって借受人に対して善管注意義務を負っているのであり、善管注意義務の一環として借入人に対して情報を開示するように助言する義務あるいは借入人が助言に応じない場合にはシ団の組成契約を解除するべきであるとしている。そして、その義務に違反した場合には借入人の情報提供異義務に加担したとして共同不法行為責任を負うのである。⁽³⁸⁾その上で、アレンジヤーは、①シ・ローン参加の可否の判断

に重大な影響を与える情報を借入人が秘匿していることを知っており、②情報を秘匿したままアレンジャー業務を遂行し、③貸付人達（シ団）に損害が発生したという三つの要件を充足した場合に共同不法行為となり、損害賠償責任が生じるとしている。②の要件に関しては、本判決の事実より考えるとアレンジャーは秘匿について故意である必要は無く、軽過失の場合も含まれると考えられる。これが二つの理論の内の一つである。

もう一つの理論はアレンジャー独自の立場からの情報提供義務である。その構成は信義則によるのであるが、なぜ信義則上の義務を負うのか、また何が情報提供義務によって開示する情報の対象となるのかははっきりしない。情報提供の対象に関しては、最初に本判決の訴訟当事者となっていないAの情報提供義務について一般論を述べた上で、①共同不法行為構成と②信義則に基づく不法行為を並列して論じていることから①共同不法行為同様に借入人が開示すべき情報が対象となると考えられる。

この様に、田原裁判官によって詳しい説明がされているが、法廷意見同様に情報提供義務の根拠を具体的に示すには至っていない。法廷意見及び補足意見（共同不法行為構成・信義則構成）共に、Yが何らかの根拠に基づいて情報提供義務を負うことを前提として、その基準の定律を行っている。しかしながら、そこで示された根拠は「信義則」という少々抽象的なものである。そこで、より具体的な根拠を導き出せないか。わが国においては、情報提供義務に関しては多くの議論がなされており、とりわけ情報提供義務の区分に関してはいくつかのものがある。⁽³⁹⁾ただし、本稿では上述の通り、その中でも情報提供義務の根拠に着目して検討をしたいと思う。

(1) 公平な交渉力の観点からの情報提供義務

情報提供義務が最初に論じ始められたのは、一九六〇年代のことであり、契約締結上の過失の一環として論じられ

ており、情報提供義務独自の問題としては論じられていなかったとい⁽⁴⁰⁾う。

その様な中で、フランス法を参考に合意の瑕疵の理論が提唱される⁽⁴¹⁾。これは、それまで主として契約締結上の過失の問題として論じられていた情報提供義務を既存の明文の規定によつて、すなわち詐欺や錯誤、脅迫といった合意の瑕疵の問題として論じようとしたものである。その際には、それまでの合意の瑕疵の議論では情報提供義務を捉えきれないとして、「沈黙による詐欺」の理論や錯誤法理の適用において相手方の行為態様を重視し表意者の意思を捉えることによる、合意の瑕疵の拡張が図られている。

その後、日本で情報提供義務が問題となる裁判例が多発したが、その際の救済方法は合意の瑕疵による取消ではなく、不法行為に基づく損害賠償が多く見られた。その様な裁判例に着目し、情報提供義務違反による不法行為と合意の瑕疵の関係性の研究が試みられるようになる。その結果、情報提供義務違反による不法行為と合意の瑕疵の根底には共通して「情報環境整備」の問題がある⁽⁴²⁾ということが主張される。これによつて、意思決定の結果ではなく、意思決定の過程、すなわち自己決定権や選択の機会の付与といった視点が着目されるようになった。

自己決定権を詳しく説明すると以下のように言えるであろう。すなわち、人が契約によつて責任を負うのは、自分の意思で責任を負うことを決めたからである。しかしながら、不十分な情報によつて判断を行う場合、それは果たして自分の意思で決めたと言えるであろうか。十分な情報を知っていたならば契約をすることは無く、責任を負うことも無かったというのであれば、不十分な情報下で下した判断は自己の意思に基づくものである⁽⁴³⁾とは言えない。さらに、取引が自己にとつて有利か不利かということの判断も十分に行うことができず、情報劣位者にとつて不利な取引が行われる可能性がある。そのため、情報優位者は情報劣位者が十分な情報環境下で判断を行えるように、すなわち、情

報劣位者の自己決定権の保護のために十分な情報を与える必要性があるということである⁽⁴³⁾。尤も、自己決定権は第一義的には決定過程を保護する観点に立つものであるとされる⁽⁴⁴⁾。

しかしながら、民法は本来、私的自治が支配する領域であり、自己責任が原則である。そうすると、情報収集も当然自己責任ということになり、自己決定権の観点から相手方に情報提供義務を課すにはその根拠が必要になる。そこで、近年ではなぜ相手方には情報提供義務が課されるのかということについて、市場原理からの接合⁽⁴⁵⁾などの点から説明が試みられている。

市場原理との接合とは、選択自由・決定自由の保障のための自由競争市場の健全化という点から、自己決定権の観点からの情報提供義務を正当化するものであり、市場の機能不全が典型的に現れるのが、市場参加者に十分な情報が提供されていないために情報格差が存在する場合と、交渉力格差によって一方当事者が自己に有利な条件を以て交渉をすることが期待できない場合である⁽⁴⁶⁾。この場合に、情報格差・交渉格差を是正し市場参加者の自由な選択や決定の基盤を確保する役割として働くのが情報提供義務であるとされる(当事者間で情報・交渉リスクの転換がなされることにより当事者が対等となる)⁽⁴⁷⁾。ただし、この様な情報・交渉リスクの転換は、対等当事者間での自由な取引の要請だけでは正当化できず、市場参加者の市場における役割、他の参加者の信頼保護の必要性、法と経済学の観点からのリスク分配などの視点から正当化されるという⁽⁴⁸⁾。

また、近年では自己決定権以外の観点、すなわち専門家責任からの説明が試みられている⁽⁴⁹⁾。専門家責任とは、現代社会は役割の分業化が進む一方で、専門性が増していることから、専門知識を持たない者はどうしても専門家に依存する必要が生じる一方で、専門家は自己の有する専門知識によって事業を行い、収益を得ているという関係において、

専門家に対しては社会的信頼が寄せられており、その信頼に応えるために専門家には説明義務が課されているものである。⁽⁵⁰⁾ なお、この専門家責任は、情報格差の是正や自己決定権確保の場面以外での情報提供義務の際にも根拠となるとされる。⁽⁵¹⁾ 尤も、これも当事者の関係性によって役割が異なるのではないかと思われる。すなわち、専門家がリスク・利益のやり取りの相手となる場合（例えば専門家を売主とする売買契約）にはまさしく情報提供義務の根拠となるが、それ以外の場面、例えば専門家は専ら相手方の利益のために行動する関係、つまり協力関係がある場合では、情報提供義務自体はその協力関係によって根拠付けられ、専門性は情報提供の程度の基準としての役割になるのではないだろうか。

(2) 法的根拠の分析

(i) 公平の観点からの情報提供義務への当てはめ

本判決の情報提供義務はこれまで議論されてきた情報提供義務とはどのような関係に立つのであろうか。本件の情報提供義務がこれまでの議論されてきた情報提供義務に当てはまるためには二つの点のいずれかをクリアしなければならない。すなわち、①リスク移転関係・交渉関係（一方当事者が他方当事者を情報の優位性を以て食い物にするような関係）と②専門家性である。まず、①リスク移転関係について見ると、XYはリスク移転関係に該当しないと考えられる。本件においてXとリスクと利益のやり取りを行うのは借入人であるAであり、Yとの間ではXはリスクと利益のやり取りをしていない（Xがリスクを押し付けられることによってYが利益を得るわけではない）。⁽⁵²⁾ 法的には、YはAとの間で準委任契約があるため、A側の人間であるとしてXと対立関係にあるようにも見えるが、Yはシ団の一員としてXらと共に運命を共にしていることを考えると、むしろYはリスクと利益という点ではX側に立っているとと言える。そのため、

公平の観点に基づく情報提供義務は本件には当てはまらなと考えられる。

次に②専門家性について見ると、今回の判決において専門家は金融機関であるX及びYである。つまり、従来の情報提供義務で想定する専門家―非専門家という構図は成り立たない。専門家間でのプロ対アマという考え方も考えられるが、本件には当てはまらなと考えられる。なぜなら、アレクサーとシ団との間の情報格差は、専門的な知識や経験によって生じるものではなく、偶々取引関係にあったが故に生じるものに過ぎないからである。仮に、Aと取引関係にあったのがXの内のいずれかの銀行であり、その銀行がアレクサーを務めるXということになるだろう。つまり、偶然Aと取引関係にあったがために情報を多く有しているのであって、そこに専門性は無いと言えるだろう。⁽³³⁾

(ii) 協調関係に基づく情報提供義務の可能性

それでは、判例の言う情報提供義務の根拠をどのように捉えたらよいだろうか。情報提供義務が課される場合としては、相手方の利益のために行動するような場合が考えられうる。この様な協調関係からの情報提供義務は、助言義務として論じられることが多い。⁽³⁴⁾そこでは、「契約は共同の利益を追求する協働行為である、という側面を強調すれば（そのような場面があることを否定できない）、助言義務も理解できる。一方当事者が専門知識を持ち、他方当事者がそれを信頼して行動するタイプの契約においては、助言義務を認めるべきだろう」として医療契約などの委任契約が例として出されている。⁽³⁵⁾確かに、契約には、食うか食われるかという関係の契約だけでなく、専ら相手方に利益のために行動する契約もある。そうであるならば、一方当事者が専門家であり、一方的に利益を与えるタイプの契約だけでなく、互いに利益を与えるタイプ、すなわち団体的あるいは集団的に行動し、集団の利益を通して互いの利益を図

る形態の契約にも同じように助言義務が認められ、延いては情報提供義務も認められるのではないだろうか。そのような意味では、専門性は寧ろ義務の範囲を確定させる要因（信頼の程度を測る物差し）として作用するのであって、互いの利益を図るという関係性、そしてそれに伴う信頼が情報提供義務や助言義務を基礎付けるのではないかと考えられる。このことは以下の通り、委任の規定より明らかにすることができる。

近年、フランチャイズ契約における本部から加盟店への報告義務（報告義務と情報提供義務の関係については後述する）を認める判決（最判平成二〇年七月四日判決⁽⁵⁶⁾）が出された。この判決で報告義務の根拠とされたのが委任の規定（民六五六条、六四五条）である。委任において報告義務が認められるのはなぜだろうか。委任は、委託者の代わりに受託者が事務処理をすることを目的とする契約であり、役務提供契約の一種である⁽⁵⁷⁾。ここで、事務の内容については、専ら委任者または第三者の利益のためのものであることが必要であり、このことは委任の性質上認められることである⁽⁵⁹⁾。委任の規定には六四五条で受任者の報告義務が定められており、これは善管注意義務（民六四四条）に由来するものであると解されている⁽⁶⁰⁾。善管注意による委任事務が行われているのか、委任者が報告を求めた場合には受任者は応えなければならないというものである⁽⁶¹⁾。善管注意義務に由来するということは、その根拠は善管注意義務に求められそうである。では善管注意義務は何を根拠に認められるのであろうか。

善管注意義務というのは一見すると、委任の目的と矛盾するものである。なぜなら、わが国においては、委任は無償が原則であり（民六四八条一項）、委任は原則的に対価も無しに委任者の利益のみを目的とする契約であると言うことができる⁽⁶²⁾が、そうであるならば、受任者の過失は軽減されてしかるべきだからである。しかしながら、六四四条は無償・有償に関係なく、受任者に善管注意義務を課している。この理由としては、委任における信頼関係が挙げられ

ている。⁽⁶³⁾ すなわち、委任者は受任者を信頼して事務の委託をしているのであるから、受任者もその期待に応えるべきであるという理由であり、これは有償・無償とは無関係な問題であるとされる。⁽⁶⁴⁾

以上のことから、報告義務も基本的に善管注意義務同様に委任者の信頼を根拠として認められると言えらる。しかしながら、これはあくまでも委任者が能動的に報告を求めた場合である。報告義務ではさらに受任者が自ら報告をする義務（積極的報告義務）が認められる場合がある。それは、委任者の利益のために必要がある場合である。⁽⁶⁵⁾ 報告義務と情報提供義務は必ずしも一致するものではないとも思えるが、実際には報告義務は情報提供義務の中に含まれると考えられる。⁽⁶⁶⁾ すなわち、情報提供の範囲は事案によって異なるのであり、広い場合もあれば狭い場合もある。報告義務はそのような情報の内の事務処理の状況という、委任関係において必要となる最小限の情報に限ったものであると言えらる。

この様に、助言義務も報告義務も情報提供義務の一部であり、それらの義務を根拠付けるのは、相手方の利益のために行動するという協調関係及びその関係性から生じる信頼であると考えられる。助言義務と報告義務では情報提供の範囲や対象が異なるが、これは当事者の関係性（医療契約などの専門関係）や当事者間の契約内容によって程度が左右されているだけであり、根本は同じであると言えないのではないだろうか。そうすると、公平な交渉力の観点からの情報提供義務が主に契約交渉の場面、すなわち、契約締結前に問題となるのに対して、⁽⁶⁷⁾ 相手方の利益のための行動に基づく情報提供、いかなれば協調関係に基づく情報提供義務は専ら契約後に問題となると考えられる。例えばコンサルタント等はこれに含まれると考えられる。⁽⁶⁸⁾ なお、公平の観点からの情報提供義務と協調関係からの情報提供義務は、前者が公平な交渉力を目的とするのに対して、後者は相手方の利益を図ることを目的とすることから、自ずと求めら

れる義務の程度に違いが生じると思われる。

以上のように、協調関係に基づく情報提供義務とは、信認義務や委任関係など、当事者が特定の目的のために協調する場合に見られると考えられる。

それでは、本判例は上記の協調型の情報提供義務には該当するであろうか。シ・ローンにおいて、シ団員に關係する協調関係を見出せるのはシ団内部においてである。すなわち、シ団員全体でシ・ローンから生じる共通の利益を求めているという点において、シ団員は互いに協力していると言え、団体の一員として団体の利益を求めていると言える。しかしながら団体であることから即座に画一的な情報提供義務が導き出されるとは言い切れない。前述のように、協調関係における情報提供義務は、相手方を利するためのものである。何が利益と言えるのかは非常に難しい問題であるが、団体に関して言えば少なくとも組織の目的の達成は各団員員にとっての利益と言えるのではないだろうか。シ・ローンにおいてはシ・ローン契約書の内容から、シ団の団体性を窺うことができ、⁽⁶⁹⁾その際の団体の目的は、団体として一つの利益（シ・ローンの成功）を協力して達成する関係であると言えるであろう。そして、その様な目的の達成のために特に、貸付人らは信用情報の共有を義務付けられている。⁽⁷⁰⁾これらの団体性及びそれに基づく義務は契約によって認められているが、これは単に契約を機に顕在化しただけであり、団体性及び何らかの法的拘束力はシ団組成時から既に生じていると考えられ、⁽⁷¹⁾完全に同一ではないにしてもシ・ローン契約締結前でも必要な範囲での権利義務、特に情報の共有義務は、協調、つまり組織の利益の観点から課されていると考えられる。⁽⁷²⁾

団体性に基づいて情報提供義務が認められるとして、アレنجジャーはシ団にとってどのようなように位置付けられるのか。そもそも、アレنجジャーは借入人と準委任関係にあるのであって、シ団とはそのような関係は無い。すなわち、アレ

ンジャーと借入人の間では、シ団組成とその対価としてのアレンジメント料の支払いという形で互いに互いを利する関係、つまり協調関係がある一方で、アレンジヤーとシ団の間には契約関係が無いのは勿論のこと、互いに利益のやり取りも無く協調関係も見られないのである。関係性を端的に表すと、アレンジヤー及び借入人によって組織される集団対シ団ということになろう。しかしながら、これはアレンジヤーの地位だけを切り取って見た場合に言えることである。本件のように、アレンジヤーも貸付人としてシ団に加わっている場合には見方が変わってくる。すなわち、シ団内の貸付人の一人として情報提供義務を負う可能性が考えられるのである。一見、アレンジヤーはアレンジヤーとして借入人の情報を収集して、アレンジヤーとしてシ団に情報を開示しているように見えるが、アレンジヤーも貸付人の一人である場合にはこの見方は疑わしい。というのも、アレンジヤーとなるのはメインバンクや従前から取引関係にある金融機関が多く、⁽⁷³⁾(シ団組成前の)貸付人として借入人の情報を取得していると考えられるからである。そうすると、アレンジヤーとなる貸付人が、シ団内の貸付人の一人として情報を共有することを義務付けられていると言えるだろう。なお、この考えではアレンジヤーとしての地位は貸付人に付属する属性の一つに過ぎない。つまり、アレンジヤーが貸付も行うのではなく、貸付人がアレンジメントも行うのである。もともと、貸付人の候補となる金融機関はメインバンクではないことが通常であり、情報を十分に有しておらず、また、借入人への直接の質問が制限され、情報取得はアレンジヤーを通じて行うことが多いため、アレンジヤーからの情報に頼らざるを得ないとも言える。⁽⁷⁴⁾その結果として、アレンジヤーも務める貸付人に情報が偏り、一方的に情報提供義務が課されることになるが、これはあくまでも情報偏在の結果であり、アレンジヤーであることから直接的に導き出されるものではないと考えられる。

なお、仮にYがアレジメントのみを行い、貸付を行っていないなかった場合は、YとXらの間にリスク移転関係が観念できる（YはXらと借入人との間の契約が成立することで仲介料を取得できるため）。その際には、情報提供義務を認めるにはYに対しての十分な信頼が必要であり、Xと借入人との間の交渉力が公平になる程度まで情報を提示する義務が発生すると考えられる。尤も、Yはアレジメントとしての守秘義務を負うことから、情報提供の範囲は本件のように、Yが貸付も行う場合に比べると狭くなるのではないかと思われる。

(3) 判例の評価

以上のことから判例の評価をすると、まず結論に関しては妥当であると思われる。なぜなら、本件で情報提供の対象となった情報は借入人の粉飾に関するものであり、貸付に際しての最重要情報である。この様な情報はシ団という組織の存続に係わるものであり、知っていたのであれば当然にシ団内で共有すべき情報であると思われる。それ故、この様な情報を知っていたにも拘らず提供しなかったYには情報提供義務違反が認められて当然であると考えられる。

次に、理論構成については、Yのアレンジャーとしての地位だけでなく、シ団の一員としての貸付人の地位にも着目した理論構成がなされるべきではなかったかと思う。これまで論じてきたとおり、本件においてはアレンジャーとしての情報提供義務を導き出すのは難しい。寧ろ、Yがシ団に属していること、すなわち、団体の一員であることから生じる情報提供義務にも言及すべきであったと思われる。

(4) 不動産仲介との相違

なお、アレジメント業務は法的には商事仲立ちであるとされるが、同じく仲介事例である不動産仲介事例を参考に、

アレンジャーの情報提供義務に更なる分析を加えて見たいと思う。

不動産仲介における、委任契約関係に無い当事者への情報提供義務は、判例上は昭和三六年最高裁判決により認められている。⁽⁷⁷⁾

一方、学説では、①宅建業法を根拠とする説、②報酬を根拠とする説、③社会的信頼を根拠とする説の三つの説が唱えられている。⁽⁷⁸⁾

①宅建業法を根拠とする説は、特に宅建業法三一条、三五条から情報提供義務を導く説である。三一条は宅建業における信義則、三五条は宅建業者の告知義務を定めたものであるが、いずれも宅建業者への信頼、特に専門性に対する信頼をその根拠としている。⁽⁷⁹⁾

②報酬を根拠とする説は、業者に対して非委任者から一定報酬が支払われていることを根拠として、情報提供を義務付ける説である。⁽⁸⁰⁾しかしながら、報酬請求ができることと注意義務を負うことは法的に密接不可分な関係にあるのか疑問である。⁽⁸¹⁾

③社会的要請を根拠とする説は、東京高判昭和三二年一月二十九日（下民集八卷一―号三二九頁）において言及されたものであり、仲介業者はその専門性によって契約関係に無い第三者からの期待と信頼を寄せられており、仲介業者はその期待と信頼を以て、業者の介入に信頼して取引をなした第三者に対しても、信義則上の注意義務を負うとされ、この判断は前述最高裁昭和三六年五月二十六日判決によって正当と認されている。⁽⁸²⁾

以上、三つの学説であるが、①説と③説はいずれも、宅建業者・仲介人の専門家性とそれに対する第三者からの信頼であると言え、同じであると考えられる。そのため、不動産仲介人が契約関係に無い委任者の相手方（非委任者）

に対して情報提供義務を負うのは、報酬あるいは専門性に基づくと考えられるが、上述のように、報酬と情報提供義務を密接不可分なものとして考えるのには慎重であるべきだろう。故に、不動産仲介業者は専門性と信頼に基づいて情報提供義務を負うと考えられる。

それでは、不動産仲介における情報提供義務の理論は、同じく仲介の事例であるシ・ローンにも当てはまるだろうか。不動産仲介では、仲介業者の専門性とそれに対する信頼が情報提供義務の基礎となっていると考えられるが、上述のように、そもそもシ・ローンにおいてはアレncyヤーとシ団の間には専門家・非専門家という関係性は無いのではないだろうか。そのため、不動産仲介における情報提供義務の理論はシ・ローンには当てはまらないと考えられる。

なお、不動産仲介においては、仲介業者の報酬請求権は、仲介業者の媒介によって当事者間に契約が成立した際に請求でき、その際の報酬は仲介委任者から支払われる（不動産仲介は民事仲立である⁽⁸³⁾）。つまり、仲介業者は買受人に十分な情報を提示せずに契約を成立させることによって利益を得られる構図になっており、これは、仲介業者は直接の契約関係に無くとも委任者を介して非委任者との間でリスク・利益のやり取りを行っていると言えるのではないだろうか。すなわち、広い意味で不動産仲介も公平の観点からの情報提供義務に含めることも可能ではないかと思われる。尤も、本件シ・ローンにおいても仲介料の支払いはあるが、前述のように、Yもシ団に加わることで最終的な利益・リスクの対立はYを含めたシ団と借入人の間に存在することになるため、いずれにせよ不動産仲介の理論は本件には当てはまらなると考えられる。

5 守秘義務と情報提供義務の関係性

最後に、守秘義務と情報提供義務という一見相反する義務の関係性はどのように理解すればよいのであろうか。本判決について見てみると、まず情報提供義務について、Yは確かにアレنجヤーであるためA側の人間であり、一見Xらと対立構造になっている。しかしながら、本件ではYはアレنجヤーである前に貸付人の一人としてシ団に加わることが予定されている（あるいはYこそが本件シ団の最初の一人であり要であると言っても過言ではない）。そうすると、裁判ではアレنجヤーとしての地位が強調されているが、シ団内部の貸付人の一人として団体性故にシ団構成員に対して情報提供義務を負っていると考えられる。同様に守秘義務に関しても団体性の観点から説明可能である。すなわち、本来であれば守秘義務の免除のためには顧客の同意を要する。しかしながら、シ団は融資事業に限定した団体性を有しており、また今回参加したのが金融機関のみである事を考えると情報の機密性が確保されており、また本件情報は法廷意見が言うように本来は開示されるべき情報である。このことから、信用照会制度や金融グループ同様に、顧客の同意を要するという原則が例外となり、同意を要さないという例外が原則となるのである。

この様に、情報提供義務及び守秘義務共にシ団の団体性から説明が可能であり、両者の関係性はどちらも団体性を根拠とする表裏関係にあると考えられる。

(1) 本判決に関する文献として、大篠智子「判批」銀法七五九号一二頁、大西邦弘「判批」法時八五卷一一号九七頁、川口恭弘「判批」民商一四八卷一号九六頁、久保田隆「判批」ジュリ一四六六号（重判平成二五年）八五頁、栗原由紀子「判批」青森法政論叢一四号一五三頁、坂井豊「判批」NBL九九九一号八頁、道垣内弘人「判批」リマークス四八号六頁、奈良輝久「判批」金判一四二六号八頁、早川結人「判批」名法二五四号六二九頁、樋口孝夫「判批」銀法七六一号三六頁、本田正樹

「判批」ジュリ一四六六号〔重判平成二五年〕八五頁、森下哲朗「判批」金法一九六八号六頁、渡辺達徳「判批」金法一九二九号一八頁、山梨良太「シンジケート・ローンにおけるアレシジャーの責任―情報提供義務と守秘義務の関係について―」立命館法政論集一一号二〇三頁などがある。なお、一審に関する文献としては近江幸治「判批」判時二二一四号一七〇頁、二審に関する文献としては、浅井弘章「判批」銀法七三七号四頁、大垣尚司「判批」金法一九二二号五八頁、小塚莊一郎「判批」金法一九二五号二五頁、佐藤正謙ほか〔座談会〕アレシジャーの情報提供義務と今後の実務影響―名古屋高裁シ・ローン判決を契機として〕金法一九二五号三四頁、高部眞規子「判批（上）（下）」金法一九三四号三二頁・一九三五号九〇頁、松田和之「判批」一九二五号六二頁、森下哲朗「判批」銀法七三二号五頁、吉田光碩「判批」リマークス四六号六六頁などがある。

- (2) 小谷範人『シンジケートローン市場構造と市場型間接金融』（溪水社、二〇〇九年）四頁。
- (3) 神田秀樹・神作裕之編『金融法講義』（岩波書店、二〇一三年）二一九頁。
- (4) 詳しい組成過程については、神田ほか編・前掲注(3)二三三頁以下、坂井豊・副島史子監修『最新 シンジケート・ローン契約書作成マニュアル（第二版）』（中央経済社、二〇一四年）三六頁以下、平野英則『よくわかるシンジケートローン組成と参加のプロセスと実務』（金融財政事情研究会、二〇〇七年）八頁以下で論じられているので、詳しくはそちらを参照されたし。

- (5) 神田ほか編・前掲注(3)二二二頁。
- (6) 神田ほか編・前掲注(3)二二六頁。
- (7) 坂井・前掲注(4)九頁。
- (8) 神田ほか編・前掲注(3)二二三頁。
- (9) 神田ほか編・前掲注(3)二二四頁。
- (10) 神田ほか編・前掲注(3)二二二頁。
- (11) 神田ほか編・前掲注(3)二二五頁。
- (12) 西原寛一『金融法（法律学全集五三巻）』（有斐閣、昭和四三年）七七頁。
- (13) 升田純「守秘義務の機能と裁判例（1）―情報開示の義務・要請との衝突の事例を中心に」（NBL、二〇〇九年）一〇頁。

- (14) 安原米四郎「銀行業務の諸問題（銀行実務口座第一四卷）」（高陽堂、昭和三年）三二一頁。
- (15) なお、これ以外にも人格権やプライバシー権を根拠とする守秘義務が示唆されている（河本一郎「銀行の秘密保持義務」金法七四四号、四頁）。しかしながら、人格権やプライバシー権はあくまでも個人顧客の場合の根拠であって、本件のように企業顧客の場合には根拠にならないと考えられる。
- (16) 安原・前掲注(14)三二一・三二二三頁。
- (17) 澤重信「銀行の守秘義務」銀法四六頁。
- (18) 大西武士「銀行間信用照会制度と守秘義務」判タ八一七号、三八頁。
- (19) 大西・前掲注(18)三九頁、山田卓生「銀行への信用照会における不正確な回答と不法行為」ジュリ一〇五七号、九六頁。
- (20) 大西・前掲注(18)三九頁、菅野佳夫「銀行の守秘義務と信用照会制度」判タ六五二号、八九頁。
- (21) 山田・前掲注(19)九四・九五頁。
- (22) 大阪地判平四・六・二五（判タ八一四号一九七頁、判時一四七二号九四頁）。
- (23) 河本・前掲注(15)一二頁。
- (24) 大西・前掲注(18)四〇頁。
- (25) 大西・前掲注(18)四〇頁。
- (26) 河本・前掲注(15)一二頁。
- (27) 岩原伸作「銀行における顧客の保護」（金融取引法大系第一巻金融取引総論、有斐閣、昭和五八年）一六五頁。
- (28) 大西・前掲注(18)四〇頁。
- (29) 田中誠二『新版 銀行取引法 再全訂版』（経済法令研究会、昭和五四年）三六〇四二頁によると、信用照会はイギリスにおいて商慣習上認められるものであるとするが、回答範囲は顧客の同意によって変動することを考えると、例えば、商慣習説によっても明示的な反対があれば情報の開示は許されないのではないかと考えられる。
- (30) 金融法務研究会『金融機関のグループ化と守秘義務（金融法務研究会報告書（5））』（金融法務研究会、平成一四年）一頁。
- (31) 金融法務研究会・前掲注(30)四七頁。
- (32) 金融法務研究会・前掲注(30)四八頁。

- (33) 金融法務研究会・前掲注(30)四八頁。
- (34) 金融法務研究会・前掲注(30)四八頁。
- (35) 金融法務研究会・前掲注(30)四八頁では「企業顧客の情報」特に明示されていなくても、それらの不利益が発生する危険のある情報の提供は、契約上許されないと解釈することになろう」としている。
- (36) 平野・前掲注(4)九八頁。
- (37) 平野・前掲注(4)九八頁。
- (38) 森下・前掲注(1)一三頁では、アレンジャーによる情報開示を促す義務の対象は借入人ではなく貸付人ではないかという指摘がある。
- (39) 小笠原奈菜「当事者が望まなかった契約の適正化と情報提供義務(1)―契約関係維持を中心として―」山法四七号二九頁以下。
- (40) 潮見佳男「債権総論I〔第二版〕」(信山社、二〇〇三年)五六六頁以下。
- (41) 後藤巻則「フランス契約法における詐欺・錯誤と情報提供義務(一)(二)(三)」民商一〇二巻二号一八〇頁、三号三二二頁、四号四四二頁(一九九〇年)。森田宏樹「合意の瑕疵」の構造と拡張理論(1)(2)(3)」NBL四八二号二二頁、四八三号五六頁、四八四号五六頁(一九九一年)。
- (42) 小粥太郎「説明義務違反による不法行為と民法理論―ワラント投資の勧誘を素材として―(上)(下)」ジュリスト一〇八七号一一八頁、一〇八八号九二頁(一九九一年)。
- (43) 後藤巻則「情報提供義務」ジュリ増刊(民法の争点二〇〇七年)二二七頁、自己決定権の観点から情報提供義務を分析するものとして、小粥・前掲注(42)(下)九二頁。
- (44) 小粥・前掲注(38)(下)九四頁。
- (45) 潮見佳男「説明義務・情報提供義務と自己決定」判タ一一七八号九頁。
- (46) 潮見・前掲注(45)一〇頁。
- (47) 潮見・前掲注(45)一一頁。
- (48) 潮見・前掲注(45)一一・一二頁。

- (49) 横山美夏「説明義務と専門性」判タ一一七八号一八頁。
- (50) 横山・前掲注(49)二二頁。
- (51) 横山・前掲注(49)二二頁。
- (52) 小塚・前掲注(1)二七・二八頁では、本件のようなアレンジャーと参加金融機関の間にはリスクのやり取りが無く、利害対立が無いことから、投資勧誘業者と同種の義務を不法行為上の義務として負担すると考えるのは、適切でない指摘する。これに対しては吉田・前掲注(1)六九頁において、指摘がなされているが、アンダーライン方式やローンパティシペーションのように最初にアレンジャーであるYが信用リスクを全て引受ける形態、あるいは融資の使途が専らYへの弁済であり実質的にYは信用リスクを負わない(追加融資が無い)場合であればともかく、本件ではそのような事情は無く、やはりYとXらはリスク移転の関係にないと考えられる。
- (53) 道垣内弘人「アレンジャー、エージェントの法的責任(1)」ジュリ一三六八号一〇一頁ではシ・ローンにおける専門家間のプロ・アマが唱えられているが、これはクロスボーダーシニジケートローンという特殊な場合である。森下哲郎「アレンジャー・エージェントの法的責任(2)」ジュリ一三六九号九二頁においても、国際的事業と国内的事業を同列に論じることが適切でないかもしれないとの指摘があり、また、金融機関が当事者の場合には、事業者と消費者との関係で説かれるところの情報提供義務をシ・ローンに持ち込むことは慎むべきであるとする。
- (54) 内田貴「債権各論(第三版)」(東京大学出版会、二〇一一年)二九頁。
- (55) 内田・前掲注(54)二九頁。
- (56) 判時二〇二八号三三頁、判タ一二八五号六九頁。
- (57) 幾代通・広中俊雄編『新版註釈民法(16)債権(7)』(有斐閣、一九九七年)二二六頁(中川高男)。
- (58) 中川・前掲注(57)二一六頁。
- (59) 中川・前掲注(57)二二二頁。
- (60) 幾代通・広中俊雄編『新版註釈民法(16)債権(7)』(有斐閣、一九九七年)二二七頁(明石三郎)。
- (61) 明石・前掲注(60)二三八頁。
- (62) 中川・前掲注(57)二二二頁。

- (63) 中川・前掲注(57)二二二頁。
- (64) 中川・前掲注(57)二二二頁。
- (65) 明石・前掲注(60)二三八頁。
- (66) 奈良輝久「判批」金判一三一八号八頁や小笠原奈菜「フランチャイズ契約における情報提供義務と「契約の性質」」山法五
一・五二号一頁では両者を明確に区別していないようである。特に小笠原論文においてはフランチャイズに限ったことであ
るが、報告義務と情報提供義務を同視していると考えられる。
- (67) ただし、これにも区分があり、①契約の締結に向けられた情報提供義務と、②契約の履行に向けられた情報提供義務があ
るとされる(横山美夏「契約締結過程における情報提供義務」ジュリー〇九四号一二九頁)。①は情報を得ていたならば契約
を締結していなかった場合に問題となるのに対して、②は適切な情報を得ていても契約は締結したが、適切な情報を得られ
なかったために不十分な履行しかされなかった場合に問題となるとされる(小笠原奈菜「情報提供義務の対象と法的性質」『民
事法の現代的課題』(商事法務二〇一二年)七〇六頁)。小笠原(同上)では①を自己決定基盤②を完全性利益とした上で、
学説を詳しく紹介している。
- (68) 横山・前掲注(49)一九頁。
- (69) 神田ほか編・前掲注(3)二五三頁。
- (70) 神田ほか編・前掲注(3)二五二―二五三頁。
- (71) コミットメントレターを提出した後は、取引慣習上原則として、当初予測し得なかった重要な事項が生じた場合を除く重
要事項の変更は出来ないと考えられている。神田ほか編・前掲注(3)二二四頁。
- (72) シ・ローンの団体的な関係からの情報提供義務に言及するものとして、近江・前掲注(1)一七二・一七三頁、大垣・前掲注
(1)五九頁、大西邦弘「シンジケートローンにおける参加金融機関相互の法律関係」金法一七三号二三頁、吉田・前掲注
(1)六八頁がある。尤も、これらは、アレنجヤーの位置づけの点で筆者とは見解が異なると考えられる。
- (73) 神田ほか編・前掲注(3)二二四頁。
- (74) 坂井・前掲注(4)四〇・四一頁。
- (75) 高部・前掲注(1)九〇頁。

(76) 江頭憲治郎『商取引法（七版）』（弘文堂、二〇一三年）二一九、二二一頁。

(77) 不動産仲介人が契約関係に無い相手方に情報提供義務の負う旨を判示したのもととして、①最判昭三六・五・二六（民集一五卷五号一四四〇頁）、②松山地判平一〇・五・一一（判タ九九四号一八七頁）、③大阪高裁平一六・一二・二（判タ一一八九号二七五頁、判時一八九八号六四頁）、④大阪地判平二〇・五・二〇（判タ二九一号二七九頁）などがある。

(78) 大山政之「判批」判タ一一七八号一六一頁。塩崎勤「宅地建物取引業者の責任」『新・裁判実務大系 専門家責任訴訟』（青林書院、二〇〇四年）一六八、一七〇頁。

(79) 岡本正治・宇仁美咲『改訂版「逐条解説」宅地建物取引業法』（大成出版社、二〇一二年）二五六、二六〇、二七〇、三八九頁。

(80) 東京地判昭和三六・七・一〇（下民集一二卷七号一六二六頁）。

(81) 塩崎・前掲注(78)一六九頁。

(82) 塩崎・前掲注(78)一七〇頁。

(83) 江頭・前掲注(76)二二二頁。

(追記) 脱稿（平成二六年六月一三日）後、東京地裁平成二五年一月二六日（平二三（ワ）三三〇七四号）及び東京高裁平成二六年五月二日（平二五（ネ）七二七八号）に触れた。

（本学大学院法学研究科博士課程後期課程在籍）